

専門家による 経営相談です



中小・中堅
建設業者の
皆様へ

建設企業のための 経営戦略アドバイザー事業

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家が無料でアドバイスをいたします。

支援メニュー

MENU 1 入口支援 (1企業あたり必要に応じて2回まで無料)

相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスをいたします。その上で、必要に応じて、「建設業経営戦略アドバイザー」を建設企業に派遣します。

新事業展開、事業承継、内部管理の効率化、企業再編・廃業、経営革新など建設業が抱える経営上の課題に幅広く対応して丁寧にアドバイスをいたします。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。



*経営戦略アドバイザーからブロックごとに選定。(全国11ブロック)

MENU 2 出口支援 (入口支援を実施した建設企業の中から選定)

特に新事業展開、企業再編・廃業に関しては、支援チームを組成し、目標達成まで継続的に支援します。

東日本大震災で被災した建設企業の皆様へ～専用のホットラインを開設します～

支援メニュー等の情報提供を行うとともに、エリア統括マネージャーに加え、弁護士が電話アドバイスをいたします。ご希望に応じて、建設業経営戦略アドバイザーを派遣することも可能です。

※震災関係の相談については、何回でも利用できます。

ご相談はこちらへ

経営戦略相談窓口一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

(一財)建設業振興基金 構造改善センター	TEL 03-5473-4572	FAX 03-5473-4594
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-709-2311	011-738-0235
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151	048-600-1921
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	052-953-8606
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1141	06-6942-3913
国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課	082-221-9231	082-511-6189
国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910	098-861-9926

東日本大震災 建設企業のためのホットライン ☎0120-292220 (平日10:00~17:00)

無料経営相談の
申込は、裏面を
ご利用ください。

経営相談をご希望の方は、下記申込書をご記入のうえFAXを送信ください。

03-5473-4594

FAX送信方向

建設企業のための経営戦略アドバイザー事業

経営相談申込書

経営戦略相談窓口 行

平成 年 月 日

相談申込者			
(ふりがな) 会社名 所在地	〒 ー		
電話		FAX	
ご担当者		資本金	百万円
売上高	百万円	許可区分	大臣・知事・許可なし 特定・一般
従業員数	人		
※金融機関から本事業を紹介された方におかれましては、以下の欄にもご記入下さい。			
紹介元の金融機関名 ※支店名までご記入下さい。		紹介の方法	① 金融機関に置かれたチラシをもらった ② 金融機関の担当者から紹介された ③ その他()
紹介元の金融機関へ相談申込 者名を提供することの可否 (「可」又は「否」でお答え下さい)	可・否	紹介元の金融機関へ相談内容 等を情報提供することの可否 (「可」又は「否」でお答え下さい)	可・否

具体的な相談内容(簡潔にご記入ください)

本事業の利用について(重要)
<p>本事業を利用するにあたっては、以下の事項についてご了承の上、お申してください。</p> <p>①当申込書のほかアドバイスに必要な個人及び企業情報は、本事業の円滑な遂行及び改善のための分析に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはいたしません。</p> <p>②本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、(一財)建設業振興基金、建設業経営戦略アドバイザー等の本事業実施関係者はその責任を一切負わないものとします。</p> <p>③本事業の利用資格は、建設業法第二条第2項に規定する建設業を営む者で中小建設業者等です。</p>